

Info

**耐震診断・改修・ブロック塀等撤去費補助制度**

町では、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅または危険ブロック塀を対象に、住宅の耐震化・減災化を目指しています。

▼**無料耐震診断**

住宅の耐震改修をお考えの方は、まずは町の無料耐震診断をお申し込みください。専門の診断員が住宅にお邪魔して1時間程度の診断を行い、後日結果報告書をお渡しするとともに、耐震改修を行った場合の概算工事費や一般的な補強のアドバイスを行います。

▼**耐震改修費補助制度**

耐震診断の結果「倒壊又は大破壊の危険あり」と判定された住宅を、「一応安全」基準にするための耐震改修工事費用を補助する制度です。補助限度額は1棟あたり100万円です。なお、住宅の「建替」は補助の対象にはなりません。

▼**段階的耐震改修費補助制度**

2段階に分けて耐震工事を行う方に、2度に分けて工事費用を補助する制度です。1段階目で「全壊を防ぐ」工事を行い、2段階目で「一応安全」基準にする工事が対象です。通常の耐震改修工事より一度に係る費用負担を抑えることができます。補助限度額は、1段階目60万円、2段階目30万円です。

▼**耐震シエルトー整備費補助制度**

建物全体を補強するのではなく、一

部分の安全を確保する整備費について補助を行うものです。補助限度額は30万円です。

▼**ブロック塀等撤去費補助制度**

道路や公共施設に面したブロック塀等をすべて撤去する工事費用を補助する制度です。対象となるブロック塀等は、コンクリートブロック・レンガ・大谷石等の組積造の塀で、道路等からの高さが1m以上かつ組積造の部分が80cm以上のものです。補助限度額は10万円です。

▼**代理受領制度について**

補助金の申請者が、工業者に補助金の受領を委任することで、事業者が町からの補助金を直接受け取ることができる制度です。申請者は、工事費用から補助金額を除いた分の費用のみを用意すればよいので、当初の費用負担を軽減することができます。

▼**所得税の特別控除について**

令和5年12月31日までに居住用住宅の耐震改修工事を行った場合、住宅耐震改修工事証明書等の必要書類を添えて税務署へ申告することで、耐震改修工事費用の一部が所得税額から控除されます。

▼**固定資産税の減額について**

令和6年3月31日までに耐震改修工事が完了し、完了から3か月以内に住宅耐震改修工事証明書等の必要書類を添えて町へ申告することで、翌年度から1年間（通行障害既存耐震不適格建築物の場合は2年間）耐震改修工事を

行った住宅に係る固定資産税額が減額されます。  
詳しくはまちづくり推進課までお問い合わせいただくか町ホームページをご確認ください。



町:

28・0944

国土交通省：[https://www.mlr.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk2\\_000025.html](https://www.mlr.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000025.html)  
▼**申込み・問合せ** まちづくり推進課ま  
ちづくり推進グループ

**会計年度任用職員募集**

職種	放課後児童クラブ指導員
業務内容	なかよし会（学童保育）児童の生活指導
募集人員	1人
勤務日	月曜日～金曜日（祝日等を除く） 月に1回程度土曜日勤務あり
勤務時間	午後1時30分～午後6時30分の間で必要な時間 土曜日・夏休み・冬休み・学校の代休日は、 午前8時～午後6時30分の間で必要な時間
賃金	時間給1,030円 ※交通費は2km以上別途支給
その他の条件	町の定める会計年度任用職員に関する条例、 規則等によります。町内在住者は自動車通勤不可
応募資格	保育士、社会福祉士、教員免許の有資格者または、 児童福祉施設において2年以上の就業経験がある方 （勤務開始日は相談に応じます。）
提出書類	申込書（顔写真付き）、保育士証・社会福祉士登録証または教員免許状の写し
申込み	役場1階5番窓口子ども応援課に持参するか郵送してください。 郵送先：〒480-0292（所在地記載不要） 豊山町子ども応援課子ども応援グループ
問合せ	子ども応援課子ども応援グループ ☎28・0936